

会 議 録

会 議 の 名 称	平成28年度第1回弘前市建築審査会
開 催 年 月 日	平成28年4月27日(水)
開 始 ・ 終 了 時 刻	10時15分 から 11時00分まで
開 催 場 所	弘前市役所4階第1会議室
議 長 等 の 氏 名	弘前市建築審査会会長 津村 浩三
出 席 者	<p>会長 津村 浩三</p> <p>職務代理者 長利 清文</p> <p>委員 中林 弓子</p> <p>委員 柳谷 誠</p> <p>委員 片桐 武志</p>
欠 席 者	
事 務 局 職 員 の 職 氏 名	<p>建設部長 板垣 宣志</p> <p>建築指導課長 佐藤 久男</p> <p>建築指導課長補佐 岸 勝浩</p> <p>建築指導課主幹兼建築審査係長 鎌田 春香</p> <p>建築指導課主幹兼建築指導係長 熊澤 靖夫</p> <p>建築指導課主事 葛西 主馬</p>
関 係 人 出 席 者	
会 議 の 議 題	<ul style="list-style-type: none"> ・「弘前市審査会運営要綱」及び「弘前市建築審査会傍聴要領」の廃止 ・「弘前市建築審査会運営規程」及び「弘前市建築審査会事務

	<p>局処務規程」の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号、第2号「建築基準法に基づく建築物の接道に係わる特例許可の同意について」 ・報告1件「建築物の接道に係わる特例許可の報告について」
会 議 結 果	<ul style="list-style-type: none"> ・「弘前市審査会運営要綱」及び「弘前市建築審査会傍聴要領」の廃止 ・「弘前市建築審査会運営規程」及び「弘前市建築審査会事務局処務規程」の制定 ・議案第1号、第2号について、同意する
会 議 資 料 の 名 称	<ul style="list-style-type: none"> ・許可申請書 ・建築基準法関係部分の抜粋 ・弘前市審査会運営要綱 ・弘前市建築審査会傍聴要領 ・弘前市建築審査会運営規程（案） ・弘前市建築審査会事務局処務規程（案）
会 議 内 容 (発 言 者 、 発 言 内 容 、 審 議 経 過 、 結 論 等)	別紙のとおり
その他必要事項	非公開

会議内容

事務局

それでは、平成28年度第1回弘前市建築審査会を開会いたします。

本日の案件は、議案第1号及び議案第2号が「建築基準法に基づく建築物の接道に係わる特例許可の同意について」、報告事項で「建築物の接道に係わる特例許可の報告について」が1件とその他「弘前市建築審査会運営規程及び弘前市建築審査会事務局処務規程」となっております。

それでは、これから審議に入りますが、弘前市建築審査会条例第5条第1項の規定により、会議の議長は会長が務めることになっております。それでは津村会長よろしくお願いいたします。

議長

皆さんどうもご苦労さまでございます。

本日は、委員全員が出席でございますので、弘前市建築審査会条例第5条第2項により、会議は成立いたします。

よって、ただちに会議に入ります。

最初に会議の非公開について、お諮りします。

諮問2件及び報告事項1件については、個人情報が含まれていることから、会議を非公開にいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、諮問2件及び報告事項1件については、非公開とすることに決定しました。

それでは、審議にはいります。

事前のご案内とは、順序が前後いたしますが、諮問案件の前に「弘前市建築審査会運営規程及び弘前市建築審査会事務局処務規程」の制定についての審議に入ります。

事務局より説明をお願いします。

事務局

現行の要綱・要領の内容だけでは不十分な点もあることから、この度、内容を見直したうえで、現行の要綱・要領を廃止し、「弘前市建築審査会運営規程」を新たに制定しようとするものです。

また、これまでは事務局の事務に関する規程がなかったことから、併せて「弘前市建築審査会事務局処務規程」を制定しようとするものです。

それでは、まず「弘前市建築審査会運営規程（案）」の主な内容についてご説明いたします。

第1条は、規程の趣旨でございます。

審査会の運営に関し必要な事項を定めるものです。

第2条は、審議会の会議を原則、偶数月に開催する旨を規定しております。

第3条は、会議の公開です。会議は、原則、公開とし、個人情報を含む議題については、非公開とする旨を規定しております。

第4条は、傍聴に関する事項です。傍聴人の定員は、原則10名とすることや傍聴人の遵守事項等を規定しております。

第5条は、会議録に関する事項です。

会議終了後には、第1号から第5号に掲げる事項を記載した会議録を作成すること、会議録には、議長及び指名された委員1名が、署名・押印すること、会議録は、原則、公開することを規定しております。

続きまして、「弘前市建築審査会事務局処務規定(案)」の主な内容について、ご説明いたします。

第1条は、規程の主旨です。

審査会事務局の庶務の処理に関する事項を定めるものです。

第2条は、事務局の設置に関する事項です。

事務局を、弘前市建設部建築指導課に置くこと、事務局に事務局長、事務局次長、書記を置くこと、事務局長には、弘前市建設部長を、事務局次長には、弘前市

建設部建築指導課長を、書記には、弘前市建設部建築指導課職員を充てることを規定しております。

第3条は、事務局の職員の職務を規定しております。

第4条は、事務局次長の専決事項を規定しております。

全国建築審査会協議会に関する事や関係機関への報告や回答、会長印の保管、文書の收受、発送、保管は、事務局次長である建築指導課長の専決とすることを規定しております。

第5条は、事務局職員の服務に関する事項です。事務局職員の服務及び事務の処理については、弘前市長の事務の例によることを規定しております。

第6条は、会長印の作成、保管及び取扱いに関する事項で、弘前市公印規則の例によることを規定しております。

第7条は、文書等の管理に関する事項です。文書等の管理は、弘前市文書等管理規程の例によることを規定しております。

以上が、「弘前市建築審査会運営規程（案）」及び「弘前市建築審査会処務規程（案）」の内容でございます。

議長 ただいまの弘前市建築審査会運営規程（案）及び弘前市建築審査会事務局処務規程（案）の内容につきまして、ご質問やご意見ありませんか。

委員 第5条「会議録」の署名者についてですが、今まではなかった、新たな事項である、ということですか？

事務局 そうです。

委員 分かりました。

委員 「傍聴」に関するところですが、前回の傍聴要領を見ますと、「傍聴者が批判した場合には速やかに退出させることができる」という規定になっているのですが、今回新たに制定しようとしているものを見ますと、第4条の第6項で、「まず議長が注意して、なお従わない場合は退場させることができる(前回の内容)」というように、ワンクッション注意が入ってから退場、という形になっており、前回の規定よりはゆるやかになっているというか、傍聴人の「傍聴することができる」権利を重視しているのかなという印象はあるのですけれども、こちらの制定を変えたという意図は何かあるのでしょうか？

事務局 委員のおっしゃる通り、議長の権限でいきなり退場、ということよりは、一度は注意して、傍聴の権利を保護するということからそういう風にさせて頂いており

ます。

議長 何か具体的な事例はありますか？

事務局 これを作るにあたって、他市等の要綱を参考にさせて頂きました。

議長 ふたつありまして、「処務規程」についてですが、これは「傍聴要領」だけでは狭すぎるので、もう少しいろんなものを含めたということですか？

事務局 傍聴要領に関しましては、いわゆる会議の傍聴の件に特化しているもので、事務局の位置づけがはっきりしなかったため、我々の側でも戸惑った部分があったもので、事務局に対しての処務規定もとなると規定がたくさんにできてしまうので、今あるものをひとつにまとめて、この処務を制定したいという考えで提案させて頂きました。

議長 はい。他にありませんか？

委員 細かい所の話なのですが、最初の方では運営「要綱」となっていますが、(後半は)運営「規程」となっているのは、これは？

事務局 「規程」と「要綱」は、厳密にこういう場合はこっちと
いうはっきりしない部分が多いのですが、他自治体の
こういった要綱や規程なりを見てみますと、「規程」と
いう形が多かったもので、「規程」という形にさせて頂
きました。

議長 今ちょっと読んでみますと、二つ並べてみると、両
方とも「規程」という意味になりますか？

新しい方がですか？ まあ、そういう並びも数箇所
あるかもしれません。

議長 先ほどは「議事録」の話が出ましたけれども、これは
これで良いかとは思いますが、具体的にはいつ
どういうタイミングで、というのはありますでしょ
うか？

事務局 この会議の終了後、事務局の方で議事録を作成する
わけではありますが、他の業務もあり、明日という訳
には事務処理上難しいので、3週間程度で作成しまし
て、会長と指名された委員1名の方に署名・押印して
頂く、という予定で考えておりました。

議長 分かりました。

事務局 「弘前市建築審査会運営要綱」ですけれど、「弘前市告示」、市が告示しているという訳ですね。

本来、建築審査会というのは附属機関でして、「要綱」そのものが割と津軽弁で申しますとばさらっと作られてきたこともありまして、その点でも以前の案件もございますので、事務局がやること、委員会の運営に関することを明確に分けて、ふたつの規程で整理させて頂きたいと思うのですが。

議長 今回決定しなければ困る事はありますか？

事務局 特に困る事はないのですが、今回は年度始めということで、このタイミングで提案させて頂きましたが、今日決めないと困る事はありません。

議長 私の方としましては、今回この審議が初めてとなりますので、このまま OK なのか判断がはっきりと尽きかねるのですけれども、委員の皆さんの方で特に異議がないようであれば、このまま通すということで行こうかとも思うのですが、皆さんはいかがでしょうか？

委員 特段に異議はございません。

議長 他にご意見等はありませんか。

ご意見等がないようですので、現行の「弘前市審査会運営要綱」及び「弘前市建築審査会傍聴要領」の廃止、並びに「弘前市建築審査会運営規程」及び「弘前市建築審査会事務局処務規程」の制定についてお諮りします。

現行の「弘前市審査会運営要綱」及び「弘前市建築審査会傍聴要領」を廃止し、「弘前市建築審査会運営規程」及び「弘前市建築審査会事務局処務規程」を制定することにご異議ございませんか。

委員 タイトルの「処務規程」の「処」の字ですが、1条を読みますと、3行目は「庶」となっているのですが。

事務局 タイトルに関しては、事務という意味で「処務」、私共としましてはこれでよいと思っているのですが、訂正が必要であれば訂正します。

委員 誤字なのかどうなのかを確認したかっただけなので、すみません。

事務局 事務局としてはこれでと考えております。

議長 分かりました。

それでは、途中になりましたが、この議案についてはご異議はございませんか？

(異議なしの声あり)

議長 それでは「異議なし」の声が挙がりましたので、異議なしと認めます。

よって、現行の「弘前市審査会運営要綱」及び「弘前市建築審査会傍聴要領」を廃止し、「弘前市建築審査会運営規程」及び弘前市建築審査会事務局処務規程」を制定することに決定し、本日から施行することといたします。

ここで、ただ今、制定されました弘前市建築審査会運営規程第5条第2項により、本日の会議の会議録への署名者に長利委員を指名いたします。

長利委員よろしく申し上げます。

(以下非公開)